

議案第 27 号 山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について

(投票資格者)

公職選挙法の改正により、年齢満 18 歳以上の日本国民が投票資格者となる。

第 3 条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。

(1) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 21 条の規定により山陽小野田市の選挙人名簿に登録される資格を有する者

(2) 年齢満 20 歳以上の永住外国人で、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）で定めるところにより山陽小野田市の住民票が作成された日（山陽小野田市の区域内に住所を移した者で同法第 22 条第 1 項の規定により転入の届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き 3 月以上経過し、投票資格者名簿の登録を申請したもの

2・3 (略)

今回改正箇所

(参考) 改正後の公職選挙法

(被登録資格等)

第 21 条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満 18 年以上の日本国民（・・・）で、その者に係る登録市町村等（・・・）の住民票が作成された日（・・・）から引き続き 3 箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

2～4 (略)

*改正後の公職選挙法の施行は、公布の日から起算して 1 年を経過した日（平成 28 年 6 月 19 日）から

*平成 28 年 3 月 2 日現在の投票資格者数

選挙人名簿登録者数 + 永住外国人登録者数 = 52,547 人

(52,533 人) (14 人)

*平成 28 年 2 月 29 日現在の 18 歳、19 歳の人口 1,198 人